

## 千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）の進捗状況について

建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備するため、令和2年度に策定した「千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）」※に定める目標について、令和4年度の進捗状況を公表します。

今後も引き続き、目標の達成に向けて円滑かつ適確な建築行政の執行に努めてまいります。

※：特定行政庁である千葉県と14市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市）並びに限定特定行政庁である7市（鎌ケ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市）で構成する協議会で、令和2年8月に策定した計画（実施期間：令和2年度～6年度）。計画の内容については、以下の県HPを参照。

県HP：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/management/management3.html>

### 【 計画の達成目標と状況 】

項目	目標値	令和4年度の状況	備考
中間検査率	100%	92.4%	建築基準法に基づく中間検査 <sup>注1</sup> の受検割合
完了検査率	100%	85.8%	建築基準法に基づく完了検査 <sup>注2</sup> の受検割合
業務報告率	90%	86.0%	建築士事務所による業務報告書 <sup>注3</sup> の提出率
定期報告率	85%	73.0%	特殊建築物の所有者等による定期報告書 <sup>注4</sup> の報告率

※達成目標については、特定行政庁及び限定特定行政庁毎に定めており、記載の数値については、千葉県が所掌する区域のみを対象としている。

#### 注1：中間検査

建築主は、一定規模以上の建築物や分譲住宅の安全性に深く関わる工程について、その工程が終わった段階で、その建築物が建築基準関係規定に適合しているかの検査を受けなければならない

#### 注2：完了検査

建築主は、工事が完成した段階で、その建築物が建築基準関係規定に適合しているかの検査を受けなければならない

#### 注3：業務報告

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に都道府県知事に提出しなければならない

#### 注4：定期報告

物品販売業を営む店舗などの不特定多数の者が使用する建築物等の所有者・管理者は、専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告しなければならない

## 【 目標の進捗状況 】

### 1 中間検査率

(%)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
中間検査率	100	92.6	94.6	92.4		

※中間検査率＝年度毎の（中間検査合格証交付件数）

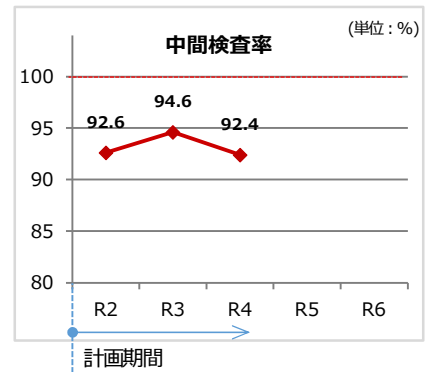
／（確認済証交付件数のうち中間検査対象件数－取りやめ届数）

※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。

※年度内に特定工程工事完了予定日を迎えない件数は含まない。

※検査済証が交付されたものは、中間検査合格証を交付したものとみなす。

※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第 97 条の 2 の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第 148 条に定める建築物等に限りに除く。）



### 2 完了検査率

(%)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
完了検査率	100	82.8	85.2	85.8		

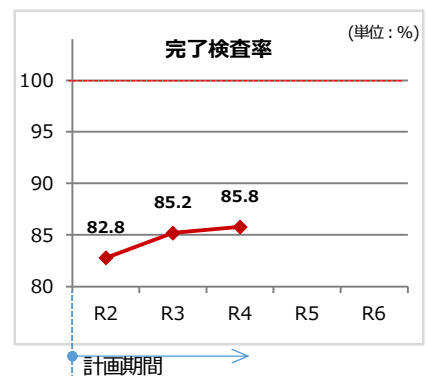
※完了検査率＝年度毎の（検査済証交付件数）

／（確認済証交付件数－取りやめ届数－用途変更確認済証交付件数）

※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。

※年度内に工事完了予定日を迎えない件数は含まない。

※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第 97 条の 2 の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第 148 条に定める建築物等に限りに除く。）



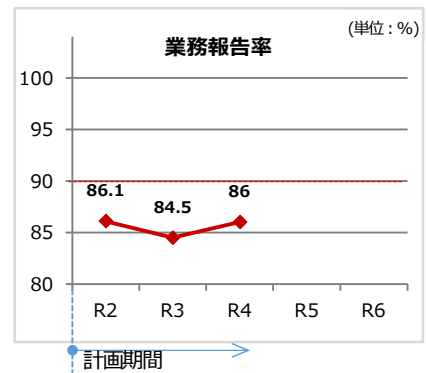
### 3 業務報告率

(%)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
業務報告率	90	86.1	84.5	86.0		

※業務報告率＝事業年度毎の（建築士事務所が提出する業務報告書の報告数）

／（登録されている建築士事務所件数）



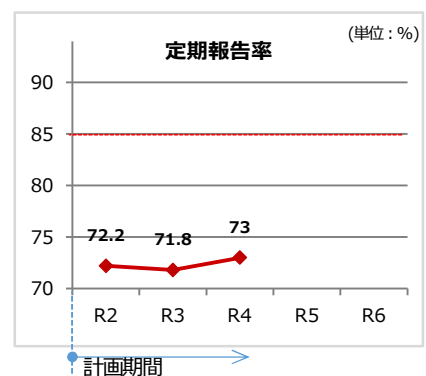
### 4 定期報告率

(%)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
定期報告率	85	72.2	71.8	73.0		

※定期報告率＝（直近の用途別定期報告の報告数の総和）／（定期報告対象建築物数）

※建築主事を置く市町村（建築基準法第 97 条の 2 の規定によるものを除く）の区域外のものに限る。



令和 4 年度の取組状況等は別紙を参照

## 1 中間検査率 及び 2 完了検査率

○目標：共に100%

施策と取組	建築規制制度の浸透度向上
令和4年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認済証交付時における完了検査制度に関するリーフレットの配布</li> <li>・ 建築パトロール時における中間（完了）検査の受検啓発</li> <li>・ ハガキ等による中間（完了）検査受検に関する督促の実施</li> <li>・ 指定確認検査機関との会議を活用した周知</li> </ul>
令和5年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーフレットの配布、建築パトロールによる啓発等を継続して実施</li> <li>・ 建築関係団体の行事や指定確認検査機関との会議を活用した更なる周知</li> </ul>

## 3 業務報告率

○目標：90%

施策と取組	建築士等への指導・監督
令和4年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務報告書の提出に関する事前案内通知の送付</li> <li>・ 業務報告書未提出の建築士事務所に対する督促状の送付</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み控えていた建築士事務所の管理状況立入調査を再開</li> </ul>
令和5年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前案内通知及び督促の送付、建築士事務所の立入調査における指導を継続して実施</li> <li>・ 業務報告書のオンライン受付開始に向けた準備</li> </ul>

## 4 定期報告率

○目標：85%

施策と取組	定期報告制度の実効性確保
令和4年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期報告制度における県ホームページ上での周知</li> <li>・ 定期報告対象建築物の所有者等に対する事前通知及び未報告の場合の通知文書の送付</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み控えていた建築物防災週間における未報告の建築物への立入調査の再開</li> </ul>
令和5年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前通知の送付、建築物防災週間等の立入調査における周知等を継続して実施</li> <li>・ 未報告の対象建築物の所有者等に対する督促通知の再開</li> </ul>